

障害のある方などの各種手当一覧

Table with 3 columns: 制度 (System), 対象者 (Target), 給付の内容など (Payment details). Lists various subsidies like 特別児童扶養手当, 特別障害者手当, etc.

※ いずれも所得制限などがあります。また金額が変更になる場合もあります。詳しくは、◆が付いた手当は子育て支援課助成係 ☎042・497・2088、その他は障害福祉課係 ☎042・497・2072へお問い合わせください。

東京都シルバーパスの更新手続きのお知らせ

現在、満70歳以上の都民の方に発行されている東京都シルバーパスは、平成29年9月30日(土)が有効期限となります。引き続きご利用になる方は、更新手続きが必要です。

現在、シルバーパスをお持ちの方には8月下旬に東京都バス協会から「シルバーパス更新手続きのご案内」が届きますので、「ご案内」を必ずお読みいただき、必要書類をご用意のうえ、9月中に手続きを行ってください。

パス、③住所・氏名・生年月日が確認できる身分証明書(保険証・運転免許証など) シルバーパス臨時更新会場・開設日時 下表2のとおり ※下記会場では、更新のみの受け付けとなります。窓口で長時間お待ちいただくことを避けるため、更新日時・会場を指定しています。

【表1】必要書類・費用

Table with 3 columns: 対象区分 (Target category), 必要書類 (Required documents), 費用 (Fee). Details fees for different tax statuses and document requirements.

【表2】シルバーパス臨時更新会場・開設日時

Table with 3 columns: 会場 (Venue), 開設日時 (Opening dates), 時間 (Time). Lists temporary update venues like 竹丘地域市民センター and their operating hours.

市役所窓口では、東京都シルバーパスの発行・更新などの手続きは行っていませんのでご注意ください。

嘱託員(学童クラブ指導員)募集
職種 学童クラブ指導員
資格 保育士証または教員免許を有する方、もしくは2年以上児童福祉事業に従事(常勤職員に準じた勤務)したことがある方

ピース・エンジェルズ(広島派遣生)からのコメント
戦争や原爆投下など、人々の命に関わることはあつてはならないと思えます。そのために、広島で学んできたことから自分の考えをもち、戦争などの悲惨さや恐ろしさ伝えていきたいです。



泉はるさん



原爆に よって多くの人の命が奪われてしまった。私には多くの人の思いを乗せて勉強してきたいと思えます。そして、平和の大切さを伝えたいです。

9月1日は「防災の日」
地震から身を守る備えを
9月1日は「防災の日」です。この機会に、地震から身の安全を守るための備えをしておきましょう。ポイントは、以下の3点です。

①家具類の転倒・落下・移動防止対策
家具やテレビ、パソコンなどを固定して、転倒・落下・移動防止をしておく。また、けがを防げるように、避難に支障が出ないように家具を配置しておく。
②けがの防止対策
食器棚や窓ガラスなどには、ガラスの飛散防止措置をしておく。停電に備えて懐中電灯をすぐ使える場所に置いておく。散乱物でけがをしないように、スリッパやスニーカーなどを身近に準備しておく。
③家屋や塀の強度を確認しておく
家屋の耐震診断を受け、必要な補強をしておく。ブロッコやコンクリートなどの塀は、倒れないように補強しておく。

平和祈念フエスタin 清瀬
100年の歴史と平和に触れる〜清瀬の昔と今
報告会・演奏会・平和パネルディスカッション
日時 8月20日(日)午後1時30分〜(開場は午後1時)
場所 アミューホール
◆報告会
市の代表として広島で学んだ小・中学生のピース・エンジェルズによる、学習成果の報告と市民団体による報告
◆演奏会「小合唱団Tella」
3年前に設立された第十小学校の児童による合唱団。東京都合唱コンクールやNHK合唱コンクールなどに出演した歌声をお楽しみください。
◆平和パネルディスカッション
教育勸語って? 学徒動員って? 清瀬村から町へ... 当時を知るパネリストたちのデ

展示会
内容 広島・長崎被爆関係や「清瀬と戦争」のパネル展示
平和関係資料もあります。
日時 8月20日(日)午前10時〜午後6時まで
場所 クレアギャラリー(クレアビル4階)
※いずれも直接会場へ。
問合せ 実行委員会事務局 (企画課市民協働係) ☎042・497・1803

「第十回特別弔慰金」の請求を受付中です
戦後70周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金が支給されます。支給対象で未請求の方は、請求期限までに手続きをお済ませください。
請求期限 平成30年4月2日(月)(請求期限を過ぎると第十回特別弔慰金を受け取れなくなります)
支給対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(其葬日)において、「恩給法」による公務扶助料や「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母など)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2 戦没者等の子
3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります)
4 前述1〜3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥・姪など。戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります)
支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
請求書などの配布 請求書などの必要書類は、地域包括ケア推進課窓口で配布
問合せ 地域包括ケア推進課福祉総務係 ☎042・497・2056